相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市上戸町北方五字一六〇番地、最後の住所石川県金沢市高柳町一三の一番地二三　被相続人　亡　蜂谷　静生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

石川県金沢市橋場町一番二九号レジデンス兼六二階戸水法律事務所

相続財産管理人　戸水　武史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市円光寺一丁目二四二番地、最後の住所石川県金沢市円光寺一丁目一八番二四号　被相続人　亡　中山　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

石川県金沢市兼六元町九番一七号

相続財産管理人　戸水　武史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市彦三町一丁目五八〇番地、最後の住所石川県金沢市彦三町一丁目一三番七号　被相続人　亡　石丸　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

石川県金沢市大手町一〇番一九号長岡ビル一階　相続財産管理人　髙木　利定

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県更級郡上山田町大字力石七二六番の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

長野市南県町六八五番地共立会館三階

相続財産管理人　堀内　英雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市松葉町三丁目五一番地、最後の住所愛知県豊橋市花田二番町七九番地B　被相続人　亡　大原　光代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

愛知県豊橋市前田中町八番地の二四

相続財産管理人　弁護士　河邊　伸泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区大正町三丁目四一番地、最後の住所名古屋市南区弥生町二二六番地の三　被相続人　亡　那須久美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階名古屋第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙梨　基子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市西区新町一丁目二番地、最後の住所大阪市西区新町一丁目三三番一一―六〇三号　被相続人　亡　榊　朝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

大阪市北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市大正区泉尾三丁目八番、最後の住所大阪市大正区泉尾三丁目八番一三号　被相続人　亡　井本陽太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル八〇一号

相続財産管理人弁護士　川端　元樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市港区波除二丁目一一番地、最後の住所神戸市灘区城内通二丁目五番二三号タマダ第二ビル二〇三　被相続人　亡　旗手　幹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

神戸市中央区中町通二―一―一八日生神戸駅前ビル六階白川・本郷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本郷　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区東出町二丁目四二番地、最後の住所神戸市西区池上四丁目一〇番地の一九　六―一号　被相続人　亡　水島　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビルⅡ三階神戸パートナーズ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西片　和代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市石貫一一〇番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岡村圭一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十九日

熊本県玉名郡和水町江田四三七六番地

相続財産管理人　盛多　一智

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五十万円減少し二千五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十二年十月十九日

京都府久世郡久御山町佐古外屋敷一五二番地

株式会社山城倉庫

代表取締役　西口　幸男

第36期決算公告　平成22年10月19日

京都府久世郡久御山町佐古外屋敷152番地

株式会社山城倉庫

代表取締役　西口　幸男

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	129,258
	固定資産	119,111
	合計	248,370
負債及び純資産の部	流動負債	7,193
	固定負債	1,900
	株主資本	239,276
	資本金	41,000
	利益剰余金	198,276
	(利益準備金)	(8,737)
	(その他利益剰余金)	(189,539)
	(うち当期純利益)	(352)
	合計	248,370

第３期決算公告　平成22年10月19日

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号

東京共同会計事務所内

株式会社こすもす2007

代表取締役　内山隆太郎

貸借対照表の要旨（平成22年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	712,368
	固定資産	234
	資産合計	712,603
負債及び純資産の部	流動負債	9,472
	固定負債	695,651
	株主資本	7,479
	資本金	100
	利益剰余金	7,379
	その他利益剰余金	7,379
	(うち当期純利益)	(1,620)
	負債・純資産合計	712,603